

(2) 日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業により取得した家屋又は償却資産に係る特例措置の延長（登録免許税、固定資産税・都市計画税）

内 容

国鉄長期債務の償還を推進するため、日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業により取得した家屋又は償却資産に係る特例措置を一定の見直しのうえ、適用期限を5年延長する。

登録免許税：所有権移転登記の非課税

固定資産税・都市計画税：旧資産価格の1/2を控除  
（対象をJR貨物に限定）